

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成23年11月1日（火曜日）

議事日程（第1号）

平成23年11月1日（火） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

第1 会期の決定

第2 議案第14号平成22年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について及び議案第15号鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正について（提案説明）

第3 組合行政一般に対する質問

3番 木村和久 議員

18番 角谷敏男 議員

第4 議案第14号平成22年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について及び議案第15号鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正について（質疑・委員会付託）

~~~~~

## 会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

~~~~~

出席議員（18名）

1番	平野真理子	2番	寺坂寛夫
3番	木村和久	4番	砂田典男
5番	田村繁巳	6番	中西照典
7番	岡嶋正広	8番	森山大四郎
9番	岡本和廣	10番	西川憲雄
11番	船木祥一	12番	津村忠彦
13番	吉田博幸	14番	上紙光春
15番	寺垣健二	16番	上杉栄一
17番	上田孝春	18番	角谷敏男

~~~~~

説明のため出席した者

|       |          |       |
|-------|----------|-------|
| 管理者   | 鳥取市長     | 竹内功   |
| 副管理者  | 岩美町長     | 榎本武利  |
| 副管理者  | 若桜町長     | 小林昌司  |
| 副管理者  | 智頭町長     | 寺谷誠一郎 |
| 副管理者  | 八頭町長     | 平木誠   |
| 副管理者  | 鳥取市副市長   | 深澤義彦  |
| 事務局長  |          | 岸本紀明  |
| 消防局長  |          | 大田康範  |
| 会計管理者 | 鳥取市会計管理者 | 藤岡正義  |

~~~~~

事務局職員出席者

書記長	鳥取市議会事務局長	中村英夫
書記次長	鳥取市議会事務局次長	田中利明
書記	鳥取市議会事務局主査兼議事係長	湯谷久美子
書記	鳥取市議会事務局主任	近藤靖子

~~~~~

午前10時0分 開会

○中西照典議長 おはようございます。

ただいまから、平成23年11月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から提出されました例月出納検査報告書は、お手元に配付のとおりであります。

○中西照典議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会期の決定

○中西照典議長 日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から11月2日までの2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中西照典議長 御異議なしと認めます。したがって、会期は2日間に決定しました。

日程第2 議案第14号平成22年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について及び議案第15号鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正について(提案説明)

○中西照典議長 日程第2、議案第14号平成22年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について及び議案第15号鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正について、以上2案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

竹内管理者。

[竹内 功管理者 登壇]

○竹内 功管理者 皆様おはようございます。本組合議会定例会に提案しました議案の説明に先立ちまして、本組合の喫緊かつ重要な課題であります新たな可燃物処理施設の取り組みについて、現況を御報告申し上げます。

昨年の6月から実施していました環境影響評価にかかる現況調査は、本年9月をもって終了し、現在、調査結果をもとにして、環境への影響を予測し、その予測を評価して、環境保全対策に対する本組合の考えを示した準備書を作成しているところです。

作成した準備書は、鳥取県知事と鳥取市長に提出するとともに、縦覧に付して住民の意見を聞くなど、所定の手続きを行い、環境影響評価書を作成し、施設計画に反映させていきます。また現在、地権者集落の皆様とは、施設建設の同意について話し合いを進めておりますが、1日も早く御理解いただけるよう、全力を尽くす所存であります。

それでは、提案いたしました議案第14号から議案15号について説明いたします。

議案第14号は、平成22年度の一般会計及び特別会計の決算につきまして、地方自治法の規定により、議会の認定に付する案件です。構成市町の厳しい財政状況を念頭に、一般財源所要額の削減を図るとともに、効率的で健全な財政運営に努めた結果、いずれの会計とも実質収支は黒字決算となりました。

議案第15号は、不燃物処理手数料の額を改定するため、鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部を改正しようとするものです。

以上、今回提案いたしました議案について、その概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 日程第3 組合行政一般に対する質問

○中西照典議長 日程第3、組合行政一般に対する質問を議題とします。

議長に発言通告書が提出されておりますので、順次 発言を許可します。

3番木村和久議員。

[3番 木村和久議員 登壇]

○3番木村和久議員 おはようございます。

まず質問に入る前に私は今までの協議の過程、および鳥取市河原町国英地区に候補地として、可燃物処理施設が決まっていた過程の知識があまりない状態で質問しますことをお断りしておきます。

先般、10月20日の新聞各社が取り上げておりますごみ焼却場計画、地元集落差し止め提訴の記事でございます。書かれているとおりであれば、事業実施が非常に困難となり、鳥取県東部、東部圏域の生活に大きな障害となることが懸念されます。

ごみ焼却施設はなくてはならない重要な施設であり、地域の反対があることも承知はしておりましたが、副管理者のほうの説明では何とかなるような話しぶりでしたので、大丈夫というふうに思っておりましたが、実はそうではなかったということかなというふうに思いますが、こうした明確な意思表示がある以上、前に進むことが可能なのか。この議会で今後の対応を確認しておくことが非常に重要であるというふうに考えましたので、あえて質問をさせていただきます。

まず、端的に入会地、共有地である当該地で1集落でも明確な売らないという意思表示がされたいま、施設整備に必要な土地の取得は可能なかどうか。

次に河原町の地域審議会での意見。また、当該集落における説明会での地域住民の意見等はどのように聞き取られて、どのように集約をされたのか。

次に、審議する議員の多くは、地域の皆さんと話す機会というのは少ないと思います。つまり現状までの検討審議は、管理者側からの報告をもとにジャッジをしてきたものと考えております。ところが、新聞紙面により、いままでの報告内容と違う現実を突きつけられているわけでございます。管理者に頼って、すべてを頼ってしまう我々も悪いかもしれませんが、現状を正直にお話しただいてなかったという事実も、決して認められるものではないと思います。

この3点について、率直で、正直な話をお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

○中西照典議長 竹内管理者。

[竹内 功管理者 登壇]

○竹内 功管理者 木村議員の御質問に、お答えをいたします。

まずですね、訴訟を起こしたと、訴訟が起きているということに関してであります。地権者集落内の1集落から訴状が提出されていることは、報道機関を通じて承知をしております。現時点では裁判所から訴状は届いておりません。内容について、お話しするということはできる段階ではない、というふうに考えております。弁護士とも相談して適切に対応したいと考えております。

それから、施設の建設につきましてはですね、いままでどおり地権者集落、6集落ございますが、皆様をお願いをして、土地購入についてもぜひとも御理解いただきたいと考えております。こうした話し合い通じて課題の解決を図りたいということでございます。そういった中で、今の時点で念のため申し上げておきたいと思いますが、新たな建設候補地を検討するといった考えは持っておりません。

それから、意見集約はどうかという点であります。地域審議会の話も出ておりますが、現在、地域の集落に出向いての話が進んでいるところなので、まずそれをお答えをしたいと思っております。

環境影響評価にかかる現況調査が終わり、現在までに6つの地権者集落のうち、3集落の会合に出席して施設建設についての御理解をいただくよう、お願いをしたところであります。その会合では出席の方からいろいろな御提案とか御意見を伺っております。地権者集落の皆様は様々なお考えや、思いがあるということを承知しておるわけでありまして。施設建設に御理解がいただけるよう、これからも地権者集落の皆さんと話し合いを重ねてまいりたいというふうに思っております。今後、残りの集落についてもこうした会合を持ちたいということをお考えをしまして、そういう中で現時点の集落のお考え、それぞれの思いなどしっかり把握していきたいと思っております。

最後の3つ目の御質問であります。地域審議会については申し上げるまでもなく、促進の決議といいますが、そういった意見書をいただいておりますので、それでそういうことで理解しております。

これまでの説明と違うといった趣旨の御質問がございました。このたび1集落から訴状が提出された、訴訟が起こされたということではありますが、これは従来から反対という意向を持っていた集落からの訴訟の提起でございます。これまで、この地権者集落の皆様と、地域の皆様と話し合いを重ねておるなかで、建設について前向きに考えていただいている方が多くいらっしゃるということも事実であります。

東部1市4町の圏域住民の皆様と、それからこうした地元での建設を前向きに考えていただいている皆様の期待に応えるためにも、また1市4町の議会でもですね、促進決議がなされ、そして東部広域行政管理組合議会でも促進の決議が既になされているところからでございますから我々執行部といたしましては、今後とも建設合意が得られるように全力で取り組んでいくという決意で臨んでおります。そういったことでですね、事実と違うというのは状況ではないというふうに認識しているわけでございます。

○中西照典議長 3番木村和久議員。

○3番木村和久議員 まだ、裁判所からものが届いてないから、何とも言えないということだろうと思うんですけど、現実的に実際、こういう裁判沙汰というか、こういうことが起こった場合に実際にどのくらい時間がかかるのか、まあ、まったく、ご存じないわけでもないと思いますし、この間で変化があったこととすれば、合併特例債が10年から15年に延びて、こういうごみ焼却施設なんかについてもですね、5年間の猶予があるような環境も出来上がってきたとは思いますが、現実的にその1集落が明確に反対を、意思表示をなさったという現実があります。あとの5集落に対しても、前向きな御意見を入れていただける方もあるという御報告です。まあその通りかもしれません。これは、6集落のうちの郷原集落だけなんですか、この反対の御意志をはっきりなさっているのは、どうなんですか。正直にちょっとお答えいただけますか。

○中西照典議長 竹内管理者。

○竹内 功管理者 深澤副管理者からお答えします。

○中西照典議長 深澤副管理者。

○深澤副管理者 お答えします。このたび、10月19日に差し止めということで、訴状は郷原集落から提出されておるところでございますが、6集落の中にも、まだその集落として、意思決定としてはまだ賛成ということに到ってない集落もございます。

以上でございます。

○中西照典議長 3番木村和久議員。

○3番木村和久議員 この議会で聞かれるであろうということは想定なさっていただろうと思うんですけども、全員協議会の中なのか、委員会の中なのかは別にして、この議会の中では多分、こういう問題が聞かれるだろうというふうなことは思ってたんだと思うんですが、やはり、事前に必要なことは、事前に現状そのままを教えていただいたほうがいいのではないかとこのように思います。やはりだめならだめで、まだ次のことは全く考えてないと今のおりに頑張っていくんだということの決意をお聞きしたわけですが、やはり本当でめどが立つなら立つように頑張らなきゃいけないし、立たないなら立たないように次のこともやはり同時並行的にやっぱり考えていかなきゃいけないと思うんですよね。神谷の焼却場、あちらのほうも、平成25年の3月31日で持ち込みの期限を切られていますよね。そうすると、全体の関係を考えた時に、そんなに時間はたくさんあるわけではないと思うんですよね。そうしますと、合併特例債の問題でお金の問題は問題として何とかなるとしてもですね、この土地が本当に取得できるか、できないかっていうところがいまは多分、一番大きな高いハードルなんだろうと思うんですよね。ですから、そういうことを含めてですね、もう一度、聞きますけれども現段階で地元の合意形成というのは努力するけれども客観的にどう見ていらっしゃるのか、いけそうなのか、いけなないのか。それと先ほどお話しした25年の3月31日でごみの持ち込みがだめだとすると、実際に最終的にこの問題に対してジャッジをしなければいけない。最終的な判断をしなければいけないタイミングというのはどのへんでやっぱりやっていけないというふうに考えていらっしゃるのか。それと仮にですよ、困難となった場合、東部圏民が困ることはだめですから、だとしたら暫定的な方法としてこういう方法でやっていきたい。また、最終的にはこういう方法も考えておかないといけない、そういうようなことを今の段階で私は考えるべきだと思うんですが、まあ、お持ちかもしれませんが、そういうようなところでお答えをいただければ、お答えをいただきたい。

○中西照典議長 竹内管理者。

[竹内 功管理者 登壇]

○竹内 功管理者 現在の状況は、先ほどもお話ししましたように6集落、地権者集落について3集落についてはもう既に話しをして、地域振興などについてのお話も伺っているというような状況も出てきております。もと

もと環境影響評価の時もですね、環境影響評価の同意をですねお願いして、そして地権者集落の皆さんの大方の理解を得てですね、調査は実施してきたわけです。現在までのいろんな取り組みの経過の中で、反対をされている集落もこの事業の推進に対して理解を示されてきているというような経過もございますから、いくつかの集落におきましてもですね、時間の経過の中でいろいろ理解を深めていただいているということもありますから、これからも残る反対を表明されている集落の皆さんに対しても、もちろん中でもいろんな温度差とか意向の様々なことはありますから、十分、話し合いをしながら糸口をつかんで話し合いをしながら、やっていきたいと思っております。裁判は裁判できちんと、これは裁判所の判断が出るわけですから、こちらはこちらでその法律上、裁判上の争いといいますかそれについては適切に対応して決着をつけるという考え方でおります。そういったことを考えて事業を進めておまして、合併特例債はまだ伸びていません。法案も国会に出ていません。ですから10年でございますけれども、もともと29年4月からの事業開始ということですから、合併特例債の期間に関わらず、これはそういった時期を予定しておりますから、事業実施に進んでいく財源的な見通しもそれなりに持ってやっておるわけですが、それはそれとして現在の取り組み、本当に私も各集落、その3集落にももちろん出て直接お話しをして、お話もお聞きしております。こうした具体の取り組みをしっかりと進めていこうと考えておまして、最終的な判断の時期とか困難になった場合はどうするかとか、こういった点についてですね、いま検討したり、この場でお話しをするといったような段階では全くないというふうに思っております。今は誠心誠意、地元の皆さんとのこうした建設同意に向けた話し合いをしながら、一方で神谷の地域の皆さんにもいろいろと理解を求めながらですね、事業を進めていて、それによって廃棄物の処理といたしますか、この可燃物の処理においてこの東部圏域、1市4町の住民の皆さんに御迷惑かけないようにするというところで全力挙げているところでございます。

以上です。

○中西照典議長 18番角谷敏男議員。

〔18番 角谷敏男議員 登壇〕

○18番角谷敏男議員 私は可燃物処理建設計画について質問いたします。

まず、住民合意と情報公開についてです。先日、国英地区の住民が施設の建設差し止めを求めて鳥取地裁に提訴いたしました。管理者は地元で施設の必要性を説明し、理解を得られるように最大限努力する旨の発言をしてこられました。この事態に至ったことについて、どう受け止め、対応していかれようとしているのか、お聞きをいたします。先ほど木村議員からも同様の質問がありましたが、改めてこの点お尋ねいたします。

2つ目には処理施設の規模の見直しについて、お聞きをいたします。今年、3月30日の施設整備検討委員会の報告書で書かれている施設稼働後、もっとも多いごみを処理することが予想される29年度のごみの量はどの程度なのか、まずお尋ねいたします。併せて平成18年度と平成22年度の受け入れ実績はどうなっているか、お聞きいたします。さらに、報告書では付帯意見で「施設規模については今後のごみ減量化等の状況やプラスチックごみと処理対象物の取り扱い、災害ごみの処理計画を再度精査していく必要がある」と述べられております。いつ、この見直しが行われるのかお答えください。また、この施設の施設規模の見直しは、正副管理者会議を含めてどんな目的で、どのような手順で行われて住民や議会に説明されているのかお聞きいたします。

以上、登壇での質問を終わります。

○中西照典議長 竹内管理者。

〔竹内 功管理者 登壇〕

○竹内 功管理者 まず、第1番目の御質問ですけれども、裁判所に提訴したと、地元の集落ですね、国英と言われましたけれども郷原の集落が提訴したということでございますが、このことについてであります。訴状が提出されたことにつきましては、今後の対応も含めまして木村議員にお答えしたとおりでございます。今後の対

応ということについても、先ほども申し上げましたように訴訟状の裁判上の争いということでございますから、このことについて適切に対処したいと考えております。

それから、施設規模の見直しの報告書です、29年度の量、あるいは、ほかの御質問された年度のごみ量、実績・予測値、これは副管理者からお答えいたします。

そして、平成13年度のごみ広域化実施計画は見直されているのか、今回の規模の見直しをどのような手順で説明していったか、するのかこれも合わせて副管理者化からお答えをいたします。

それから可燃物建設、施設規模見直しの報告書の中で焼却処理対象物の取扱い等に、いつ見直しを行うのかと御質問であります、1市4町は今後ともごみの減量化を積極的に進めていくこととしています。施設規模を含めた処理計画については、実施設計を行う際にその時点の焼却技術水準を鑑みながら見直しを行うことといたしております。最終的にその時点で見直しをして設計に入ることとあります。どのようなごみを焼却対象物としていくのか、また災害ごみについて再度、精査をするなど通じまして必要であれば見直しを行っていくという考え方でございます。

それから、正副管理者会議について御質問がありました。これは必要に応じましてですね、公開の場でございますが、審議をしてその結果を踏まえてこの計画の推進を図っているところでございます。議会には議案、あるいは状況説明ということでですね、可燃物処理施設の建設にかかる情報を提供させていただいているところでございます。一般的な御質問だったと思いますのでこの正副管理者会議についてはそういった状況であるとお答えをさせていただきます。

○中西照典議長 深澤副管理者。

○深澤副管理者 2点についてお尋ねをいただきました。

まず1点目であります。平成18年度、22年度のごみ量の実績。それから平成29年度の予測値についてどうなっているのかといった御主旨のお尋ねだったように思います。東部圏域の可燃ごみは平成18年度が72,535トン、平成22年度が58,783トンでありまして、また、計画目標年度であります平成29年度の予測値は59,631トンと見込んでいるところでございます。今後ともこういった処理量は変動していくことが予想されますので、実施設計の段階で処理規模も含めまして、また再度精査することとしておるところであります。

また、今回の規模の見直しについてこういった手順で行われたのかといったおたずねでありました。今回の施設規模見直しの経過は、地元から規模縮小の要望があったこと、鳥取市におきましてごみの有料化以後にごみが急激に減少してきたこと、それから構成市町の人口も減少してきておると、こういった状況を踏まえまして可燃物処理施設整備検討委員会に検討を要請をいたしまして、見直しを行ったものでございます。この見直した結果につきましては地権者集落等で説明会を開催をしてきておりますし、また当組合のホームページのほうにもその内容を掲載をしておるところでございます。議会におきましては本年4月に当組合議員、及び建設候補地所在地であります鳥取市の議員の皆様にご報告をさせていただいております。

以上でございます。

○中西照典議長 18番角谷敏男議員。

○18番角谷敏男議員 それでは、御答弁がありましたので重ねてお尋ねしたいと思います。

まず、地元住民からの提訴の問題に関連してであります。訴状が届いてないということで木村議員と同様なお答えでございました。私はちょっと翌日の新聞報道の記事を読ませていただいて、副管理者の深澤副管理者の深澤氏からのコメントということでいくつか載ってるわけですが、これをちょっと読みますとですね、私が一番聞きたいのはいわゆるその協定書を遵守するのか尊重するのかという点と、旧八頭の環境施設組合との締結がですね、今日において有効なのかどうか、この点が非常にコメントとしてはちょっと表現がいろいろありますから、改めてこの場でですねこの若干引用しますと、お聞きしたいんですけども「東部広域組

合が協定書の内容を引き継いで遵守するかどうかは、議論すべき段階ではない」とおっしゃる一方ですね、「協定書はこの八頭施設組合環境組合が遵守すべきもので、継承すべきではない」ともう一誌は伝えております。それから、もう1誌はですね、「地元の意向を無視するわけではなく、お願いをしている段階、協定が引き継がれるかどうかは検討しなければならない」ということになっておりまして、最後にもう1誌はですね、「八頭環境施設組合とはあくまで別組織で協定は尊重すべきだと分かっている、それを踏まえたうえで新たなお願いとして、受け入れてもらえるように説明を尽くしていきたい」とこうなっているわけでありまして。冒頭、申し上げましたように引き継がれるかどうかについての認識、次にはこの協定書を尊重するのかどうか、この点についてのこのコメントの中での副管理者がコメントしたかった点について確認をしたいと思っておりますので御答弁をお願いいたします。

それとですね、あわせてですね、ごみ処理というものをやはり根本的に解決する方針・対策というものは、やはり持たないと困難な状況を作り出していくんじゃないかと、私は以前からそういう問題意識を持っております。こういった計画を読みましてもですね、やはり東部地域全体のごみ処理を効率的に処理をするという印象は強く出るわけですが、一方で一カ所に集中することによってですね東部地域の、大型が進められていく住民の関心が薄まるとそういう大きなマイナス面というものがあまりこの点については具体的な対応も書いておりません。そういうことですね、私はいま直面している問題についてですねこの住民に対してですね、まずやはり約束を守るという点が、私は必要じゃないかなというふうに思うわけですが、この点についての御答弁をお願いしたいと思います。

それからですね、住民合意とですね情報公開に関してになるわけですが、今回の問題ですね地元の反対組織のチラシを読ませていただきますとですね、この施設建設に対する住民参加が全くないと審議の過程がですね不透明だと指摘をされてですね、今日の当局への対応の不信感を深める、私は一因になってるというふうに感じました。これまでですねこの正副管理者会議や今年3月の可燃物処理施設整備委員会の情報公開がどう進められてきたのか、先ほど公開でやっているとおっしゃいましたが私は2点提案したいと思います。やはり今日、住民参画が当たり前のように言われる中でですねこういう整備検討委員会のなかにですね関係住民、東部地域ですね1市4町の住民が入っていくこと、どうなのかという点が1点であります。入れていくということについてどうお考えなのかというのが1点です。また鳥取ではですね決定権がある組織や審議会にはですね、審議の過程を公開しているわけでありまして。先ほど検討委員会の検討結果はホームページに載せておられるとおっしゃいましたけれどもやはりですね、審議過程の透明性を高めるということが今や当然であります。その点ですね、ホームページなどでですねこういう管理者会議、さらには検討委員会の会議録を公開していくべきだと思いますがどういうふうにお考えなのかお尋ねしておきたいと思っております。

それから、ごみの減量化。ちょっとあちこち行きますけどまず一つだけお尋ねしておきたいのは、東部広域としてこの減量化の取り組みについてどのような方針・目標を持っておられるのか、この点もお尋ねしておきたいと思っております。

以上です。

○中西照典議長 竹内管理者。

[竹内 功管理者 登壇]

○竹内 功管理者 最初の御質問はですね、提訴があったという報道とあわせて、翌日の新聞報道をもとにお聞きしたいという点がいくつかありましたが、これは副管理者、深澤副管理者からお答えいたします。

それから2点目、大きく2点目のごみ処理の基本方針を持たないといけないじゃないかということでありまして。これについてはですね、東部圏域で1カ所という方針のもとで検討をしてきておりまして、その中で適地を候補地として適地である鳥取市河原町の山手地区、大きく言えば国英地区であります、山手を候補地とし



て現在、関係者と協議をしているということでもあります。約束を守るとか、そういったことについてはですね、いろいろ話し合いをしながら事業の推進についてですね、実現に向けた努力をしているということでも話し合ってお互いに合意しながら進むというような考え方であります。例えば、現在ですね同じ国英地区の中に稼働していたクリーンセンター八頭という処理施設がございますが、この事業はですね停止をして神谷の清掃工場いわゆるクリーンセンター八頭の担当していたごみを処理しているというようなことでその施設の今、撤去を完了したところというような状況でございます。

それから、大きく3番目ですが情報公開のお話がありました。正副管理者会議、あるいは整備検討委員会への住民の皆様への参加といった点がございました。これは、副管理者からお答えしたいと思います。

4番目のごみの減量化ですね、どのような方針があって、目標があって進めているか、これも具体的内容、数字などにつきまして取り組み状況を副管理者からお答えいたします。

以上です。

○中西照典議長 深澤副管理者。

○深澤副管理者 いくつかお尋ねをいただきました。順次、お答えさせていただきたいと思っております。

まず協定書の関係等、それから提訴に関係しましてマスコミ報道等などの新聞内容を引用されましていくつかお尋ねをいただきました。

まず、協定書を遵守すべきかどうか、あるいはこれは有効なのかどうかといったような点についていろいろ報道内容が異なるというようなことでありましたが、まず遵守すべきかどうかにつきましてではありますが、これは現に協定書の当事者であります八頭環境組合が存在しておりますのでこれは当然、内容については遵守すべきものであると考えておりますし、内容についても有効であるというふうに考えています。これを東部広域が引き継ぐのかどうか、そのことについて議論する段階ではないというようなことを私が言ったような報道があったようですが少し正確ではないような部分もありますが、現段階で八頭環境施設組合が存在しておりますのでこれは当事者であります八頭環境施設組合が存在する中でこの内容を当然に東部広域行政管理組合が現在引き継いでいるというふうには理解はできないというふうに認識しておりまして将来、八頭環境施設組合が業務等終了しまして解散すると、こういった段階になった場合に具体的にどこがどのように引き継いでいくかという議論がありうるということでその記者会見で答えまして、そういった記事になっておるといふふうに理解いただければというふうに思っております。

それから、可燃物処理施設整備検討委員会の委員の中に住民代表の方が参画すべきではないかということ、それから正副管理者会の議事録等をホームページとかに公開すべきではないかというような2点について御提案をいただきました。まず、可燃物処理施設整備検討委員会の委員の中に住民の代表の方が含まれてないということではありますが、この検討委員会は技術的・専門的な立場で検討していただくために現段階では住民代表の委員の方は選定いたしておりません。この委員会の具体的な審議事項は、施設から排出されます排ガス中のダイオキシンの状況とか、重金属等処理する技術、高温での燃焼技術等を検証するというものでありまして大変高度な専門的な見地から御議論いただく必要があるということでありまして、この委員会の委員は廃棄物工学等の専門家とこういったメンバーで構成をしております現段階では住民の代表の委員を選定するという事は考えておりません。

また正副管理者会議の議事録の情報公開についてということで、具体的にホームページ等で公開すべきではないかというような御提案をいただきました。この正副管理者会議の議事録につきましては、東部広域行政管理組合の事務局でいつでも閲覧をしていただける状況になっておりますが今後、ホームページ等による公開も検討していきたいとこのように考えております。

それから、ごみの減量化に関しまして、その取り組み状況等についてということでございます。ごみの減

量化につきましては構成市町でそれぞれ総合計画等策定しまして、目標をたてて積極的に取り組んでおられるところでございます。鳥取市におきましては平成19年にごみの有料化を実施いたしまして大幅な減量にこれがつながっておりますし、1人1日あたりのごみ排出量につきましても第8次総合計画では目標の15パーセント減を上回る実績となりまして、また、第9次総合計画ではさらに5パーセント減の目標をたてておられるところでもあります。岩美町におかれましては平成23年度から新たに生ごみ処理機の補充制度を開始されまして現在、目標数値等を設定して取り組んでおられるところでございます。また、智頭町におかれましてはくるくるプランとして生ごみ液肥化、こういったことに取り組んでおられますし、若桜町におかれましては故紙回収、生ごみ処理容器の斡旋等の減量化を実施されておられます。八頭町におかれましては平成19年にごみの液肥化をモデル事業として実施されまして徐々に拡大されておられます。1市4町で様々な取り組みを現在進めてきておるところでございます。

以上でございます。

○中西照典議長 18番角谷敏男議員。

○18番角谷敏男議員 3回目ですから、最後の質問になりますが、いま御答弁いただきまして1つだけ今後、答弁を聞いて要望しておきたいのは、整備検討委員会の審議の過程の透明性と申しました。管理者や深澤副管理者は鳥取市で以前、浄水場の建設で市民から大きな問題が起きた時はご存じだと思いますが、やはりその専門的・技術的なものであったとしてもですよ、積極的にどうやっぴり住民に参画してもらおうかという時代の要請に応えるという点がですね、いまや行政の私は責務だと思うんですよ。今回、手数料の一部改定があります。これは審議会をやっておられます。例えばですよ、当時、鳥取市水道審議会です、市民に公募をかけて何人か参加してそこで議論をした経過があるわけですよ。これは当局の整備検討委員会かもしれませんけれども、それをですね、市民が参画する、そういう審議会・協議会的なものにやっぴりきちんと報告、意見を聞くと、そういうより幅広い住民の、市民の声を聞く、そういうことが必要だと私は思います。今後、検討していただきたいと思います。

それからですね、この可燃物処理の住民合意に関して、1点だけお尋ねしたいのは、やはりこの問題をですね、解決するにあたって私は東部圏域全体のもの、1市4町全体のものとしてのですね、ごみ行政の在り方はやはりどうするのかということにとらえなければならないと思うんです。ある建設場所の特定住民の問題だけにしてですね、この議会も挙げて事実上、建設決議も挙げて私どもは賛成しなかったんですけども、私は賛成しておりませんけれども、やはりこのことがますます話し合いを不可能にしている、そういう現実で進んでいるわけです。いまですね、地元の人はなぜ工業団地の造成とセットで進めるのかと、これは当初の話と違うじゃないかと、またまた疑問を抱いてですね、このゴミ処理施設建設の話し合いをやはりうまくいかない協議をする、そういう状態が続いていると思うわけです。そういう点からいってですね、私はこの話し合いで何度も努力をされる、最大限努力する、誠心誠意尽くすとおっしゃってきているわけなんですけど、やはり問題の捉え方をですねきちんと捉え直さないといけないというふうに思います。その点は意見を申し上げて最後1点だけですね、当面、具体的に私は必要なのは1市4町の取り組み状況について聞きました。これはですね、方針と目標を持っておられるのかということで東部広域のその方針と計画に、また、目標に関わってくるからお尋ねをしたわけです。いま、以前当局に聞きましたら廃掃法の関係だったと思うんですけど、とにかく町村がやることなんだと収集運搬、広域は法的に義務付けられているんだと、私はそういうことじゃ済まないと思うんです。それはですね、いま、税金の使い道やまた巨費を投じたごみ処理建設になれば町村の財政負担にも関わってくるわけです。私は最終処理する東部広域の組合としてですね、方針と計画を持つ必要があるんじゃないかと思うわけなんですけども今後、この点についてどう検討されるつもりがあるのかどうか、この1点だけお尋ねしておきたいと思います。

○中西照典議長 竹内管理者。

[竹内 功管理者 登壇]

○竹内 功管理者 ごみ行政全体について考え方を定めてというお話がありました。そういう総論的な議論もしてきております。その経過もありましてお答えをしたいと思います。現実にはですね、いま鳥取市を含む東部圏域1市4町のごみ処理に関しては東部広域行政管理組合が処理施設1カ所を全体の高速道路も含めた道路網の整備だとか、ごみの排出量の減量化等とあわせて進めておるわけでありまして。このことに関して少し触れられておられましたけれども、話し合いが難しいというのはこういった施設の性質上、なかなかすぐお願いしてわかりましたというわけにはならないのが普通であろうかと思っております。普通という言い方がいいのかわかりませんが、そういうことはよくあることとございます。この箇所をですね、例えば何カ所かに増やせば、じゃみんながごみ処理の負担をみんなで理解して何カ所かで交渉すればできるのかということそれはまた必ずしも簡単にそれじゃあそういうふうになればいくというものではないということだと私は思いますが、議員の御認識がそうじゃないんだということであればまた別でございますが、そういったことと方針として持ちながらやっているということ。それから、ごみの減量化について先ほど副管理者の説明ではそれぞれ構成市町において積極的に取り組んでいるということをお願いしたわけですが、それとあわせてですね東部広域として東部圏域を全体を視野に入れた一般廃棄物処理計画を構成市町と一緒に作成をしているということがございます。循環型経済都市鳥取の実現に向けてというですね一般廃棄物処理基本計画、こうしたものを平成16年2月に構成市町とそれから東部広域行政管理組合で一緒になって作っております。そういったことで、連携しながら共通の認識に立って積極的に取り組んでいるものでございます。今後ともそのように減量化につきまして、あるいはごみ処理の基本的な考え方について統一した考え、共通認識のもとで推進を図ってまいりたいと考えております。

○中西照典議長 以上で組合行政一般に対する質問を終了します。

日程第4 議案第14号平成22年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について及び議案第15号鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正について（質疑・委員会付託）

○中西照典議長 日程第4、議案第14号平成22年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について及び議案第15号鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正について、以上2案を一括して議題とします。

これより2案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中西照典議長 質疑なしと認めます。

議案第14号平成22年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について及び議案第15号鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正について、以上2案は審査のため、お手元に配付してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これで散会します。

午前10時55分 散会

# 鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成23年11月2日（水曜日）

## 議事日程（第2号）

平成23年11月2日（水） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

- 第1 議案第14号平成22年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について及び議案第15号鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正について（委員長報告・質疑・討論・採決）

### 会議に付した事件

#### 日程第1

#### 出席議員（18名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 平野真理子 | 2番  | 寺坂寛夫  |
| 3番  | 木村和久  | 4番  | 砂田典男  |
| 5番  | 田村繁巳  | 6番  | 中西照典  |
| 7番  | 岡嶋正広  | 8番  | 森山大四郎 |
| 9番  | 岡本和廣  | 10番 | 西川憲雄  |
| 11番 | 船木祥一  | 12番 | 津村忠彦  |
| 13番 | 吉田博幸  | 14番 | 上紙光春  |
| 15番 | 寺垣健二  | 16番 | 上杉栄一  |
| 17番 | 上田孝春  | 18番 | 角谷敏男  |

#### 説明のため出席した者

|      |        |       |
|------|--------|-------|
| 管理者  | 鳥取市長   | 竹内功   |
| 副管理者 | 岩美町長   | 榎本武利  |
| 副管理者 | 若桜町長   | 小林昌司  |
| 副管理者 | 智頭町長   | 寺谷誠一郎 |
| 副管理者 | 八頭町長   | 平木誠   |
| 副管理者 | 鳥取市副市長 | 深澤義彦  |

|       |          |   |   |   |   |
|-------|----------|---|---|---|---|
| 事務局長  |          | 岸 | 本 | 紀 | 明 |
| 消防局長  |          | 大 | 田 | 康 | 範 |
| 会計管理者 | 鳥取市会計管理者 | 藤 | 岡 | 正 | 義 |

~~~~~

事務局職員出席者

書記長	鳥取市議会事務局長	中	村	英	夫
書記次長	鳥取市議会事務局長次長	田	中	利	明
書記	鳥取市議会事務局主任	蜂	谷	知	哉
書記	鳥取市議会事務局主任	近	藤	靖	子

~~~~~

午前10時0分 開議

○中西照典議長 ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案第14号平成22年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について及び議案第15号鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○中西照典議長 日程第1、議案第14号平成22年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について及び議案第15号鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正について、以上2案を一括して議題とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。

各常任委員長の報告を求めます。

総務消防委員長、14番上紙光春議員。

〔14番 上紙光春議員 登壇〕

○14番上紙光春議員 おはようございます。総務消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告いたします。

議案第14号平成22年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会の所管に属する部分、本案は一部委員の反対がありましたが、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○中西照典議長 福祉環境委員長、9番岡本和廣議員。

〔9番 岡本和廣議員 登壇〕

○9番岡本和廣議員 皆さん、おはようございます。福祉環境委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告いたします。

議案第14号平成22年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会の所管に属する部分、議案第15号鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正について、以上2案は、全会一致で認定及び原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○中西照典議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中西照典議長 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

通告により、発言を許可します。

18号角谷敏男議員。

[18番 角谷敏男議員 登壇]

○18番 角谷敏男議員 私は、議案第14号平成22年度歳入歳出決算の認定について反対をしますので、討論を行います。

昨日の全協と委員会での説明にあるようにこの決算には、可燃物処理施設建設に関する環境影響調査費について、歳入の国庫支出金の循環型社会形成交付金歳出で建設事務費や対策費が計上されております。この処理施設の大型計画は、10年前に国・県の指導によって進められました。しかしこの間、ごみ処理や環境に対する地域住民の意識や周辺環境が大きく変化しております。市町村は住民とともに減量化対策に取り組んでいます。東部広域は市町村のごみ受け入れ処理施設運営にとどまらず、積極的に減量化や分別などごみ処理全般に関する方針をつくり、計画と目標を持つべきであります。今の施設規模の見直しを行うだけのやり方の根本にある広域化、大型化の方針は見直すべきであります。今年度予算を審議した2月定例議会でも指摘しましたが、やはり住民合意がなされておられません。その中で10月19日に郷原部落の代表者が鳥取地裁に対して建設差し止めを求めたことがその象徴であります。当局は、八頭環境施設組合との協定を尊重する、建設計画を新たな協議であるといくら言っても住民の目線からすれば、施設の半永久的な固定化でありそれは約束違反でしかありません。行政への信頼がなくなっているいま、この建設は中止し、新たな対策を検討すべきです。

以上で討論を終わります。

○中西照典議長 以上で討論を終わります。

これより、採決します。

まず、議案第14号平成22年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてを起立により採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案について、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○中西照典議長 起立多数であります。したがって、本案は認定されました。

次に、議案第15号鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正についてを起立により採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○中西照典議長 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了しました。

これで、平成23年11月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を閉会します。

午前10時7分 閉会